

# 第11章 不服申立て

## 法律

(不服申立て)

- 【第50条】 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に対して審査請求をするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。
- 2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から2月以内に裁決をしなければならない。
  - 3 開発審査会は、前項の裁決を行なう場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。
  - 4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。
- 【第51条】 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。
- 2 行政不服審査法第22条の規定は、前項に規定する処分につき、処分をした行政庁が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

### 1. 法第50条の趣旨

本条は、開発許可等の処分に関する不服申立てのうち、同条第1項に列挙した処分等については、専門的な第3者機関である開発審査会に対して審査請求を行うこととしたものです。

なお、事務処理市の長である会津若松市長、白河市長、須賀川市長、喜多方市長、相馬市長、二本松市長、田村市長、南相馬市長及び伊達市長が行った同条第1項に列挙した処分等についても、福島県開発審査会に対して審査請求することとなります。

建設事務所長が行うこれ以外の処分(法第37条第1号、第45条の規定に基づく承認等)についての審査請求は、行政不服審査法の一般則により知事に対して審査請求することになります。

なお、不作為についての審査請求は、開発審査会と当該不作為に係る知事との二者択一で行うことができます。

## 2. 不服申立ての特例

不服の理由が、鉱業等との調整に関するものであるときは、開発審査会に対する審査請求ではなく、公害等調整委員会に裁定の申請をすることとなります。(法第51条)

## 3. 不服審査手続の概要

- (1) 不服申立ての当事者となるのは、処分により不利益を被る個人又は法人及び不作為に係る処分その他の行為の申請をした個人又は法人です。処分により利益を被る者には、処分の名あて人ばかりでなく、第3者も含まれますが、当該処分により直接に法律上の権利利益を侵害された者に限られます。
- (2) 処分についての審査請求は、原則として処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内にしなければならないが、処分のあった日から1年を経過したときは、請求することができなくなります。また、不作為についての不服申立てには期限がありません。
- (3) 手続は、書面によって行うことが原則で、審査請求のときは正副2通提出します。

処分についての審査請求書には、次の事項を記入等しなければなりません。

- ① 審査請求人の氏名及び年令又は名称並びに住所
- ② 審査請求に係る処分の内容
- ③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- ④ 審査請求の趣旨及び理由
- ⑤ 処分庁の教示の有無及びその内容
- ⑥ 審査請求の年月日
- ⑦ 審査請求人が  
法人のとき 代表者  
社団法人のとき 代表者又は管理人  
総代を互選したとき 総代  
代理人によって審査請求するとき 代理人の住所及び氏名
- ⑧ 審査請求人（代表者、管理人、総代、代理人）の押印

不作為についての審査請求書には、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 審査請求人の氏名及び年令又は名称並びに住所
- ② 当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日
- ③ 審査請求の年月日
- ④ 前記(3)⑦と同じ
- ⑤ 前記(3)⑧と同じ

- (4) 審理は、当事者から提出される書面及び処分庁から提出される弁明書等の書面により行われ、双方の主張を審査庁から交互に送付して、反論を求める形で進行しますが、開発審査会における審査請求についての審理では、公開による口頭審理が行われます。また、審査庁が必要と認める場合は、証拠提出を求め又は検証することもあります。
- (5) 裁決は、書面により行われ、請求期間を徒過している等審査請求が不適法である場合は却下され、主張の根拠に合理性がない等審査請求に理由がない場合には棄却されます。審査請求に理由がある場合には、当該処分の全部又は一部を取り消し、又は処分庁に対し、事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命じます。

#### 4. 審査請求と訴訟

法第50条第1項に規定する処分の取消しの訴えについては、開発審査会に対する審査請求を行わずとも、ただちに取消訴訟が提起できます。